

丹波篠山市縁結びサポーター募集要項

1 目的

丹波篠山市結婚相談室（以下、「結婚相談室」という）と連携して、結婚を希望する方の支援に地域全体で取り組むため、独身者に対し、出会いのきっかけを支援するボランティア「縁結びサポーター」（以下、「サポーター」という。）を募集します。

2 活動内容

- (1) 婚活に関する相談、助言、情報提供
- (2) 出会いに関するイベント情報等の提供
- (3) 結婚相談室と連携した独身者への婚活支援
- (4) 結婚相談室が実施する結婚支援事業への協力
- (5) その他、結婚相談室が認める婚活支援

3 募集対象

次の要件を満たす市内に在住もしくは在勤の20歳以上の既婚者で、誠実な婚活支援活動を行っていただける方とします。

- (1) 活動はボランティアで行えること
- (2) 定期的に行われる研修会及び報告会に参加できること
- (3) 地位を利用し、又はその活動上知り得た情報等を利用して、宗教活動や政治活動、販売活動など、結婚支援以外の活動を行わないこと
- (4) 活動にあたっては、個人情報の保護に関する法律及び丹波篠山市個人情報保護に規定する内容を遵守すること
- (5) 暴力団員等に該当しておらず、活動中も該当することがないこと

4 活動期間

2年間。ただし、令和6年度途中、ならびに令和7年度途中の登録者については、令和9年3月31日までとする。なお本人が希望すれば引き続き活動することができる。

5 応募方法

別紙「縁結びサポーター登録申込書（様式第1号）」、「誓約書（様式第2号）」に必要事項を記入の上、身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）の写しを添付して、結婚相談室またはウイズささやま（市民センター内）まで提出してください。

6 活動までの流れ

- (1) 結婚相談室は、「縁結びサポーター登録申込書」、「誓約書」及び身分証明書の写しについて、上記3に照らして審査した上で、申込を受理します。
- (2) 申込が受理された方は、後日ご案内する守秘義務に関する内容の講習会を受講していただきます。修了者はサポーターとして登録し、証明書（様式第3号）と名刺を交付します。
- (3) サポーターは、定期的開催される「報告会」に参加し、活動報告などの情報交換を行います。
- (4) 活動ノルマはありません。上記活動内容に関し、可能な範囲で自主的に活動してください。

7 登録取消規定

次の行為があった場合は、登録の取消しを行います。

- (1) 募集要項の規定に反する行為があったと認められる場合
- (2) 誓約書に掲げる事項に反した場合、又は虚偽の申告等が判明した場合
- (3) 相談者等へのつきまとい（ストーカー）、セクハラ、暴言、暴力行為等の悪質な行為があったと認められる場合
- (4) 上記にかかわらず、社会的信用を損なう恐れがある等、サポーターとして不適切な行為があったと認められる場合

8 留意事項

- (1) サポーターの活動に必要な個人情報は収集しないこと。また、活動以外の目的に使用しないなど、個人情報については絶対に他人に漏らさないこと。
- (2) 結婚相談室からの報酬や交通費の支給はありません。ただし、活動費の助成として月3千円を支給します。また、相談者に対しても、報酬を求めることは絶対にしないでください。
- (3) サポーターの紹介・支援による会員が成婚し、婚姻後に夫婦が丹波篠山市に住所を有する場合は、成婚夫婦1組につき5,000円相当の勸奨品を贈呈します。
- (4) サポーターの氏名、お住いの地区等を市ホームページ等により公開します。
- (5) 結婚相談室から活動状況等について照会することがありますので、ご了承ください。

9 お申込み・お問い合わせ先

結婚相談室またはウイズささやま

〒669-2321 丹波篠山市黒岡191 丹波篠山市民センター内

電話・FAX：(079) 552-3455 E-mail:ring@withsasayama.jp